



スズキのフォルクスワーゲンに対する一方的な離婚宣言

外国法事務弁護士 Stephen Givens
www.givens-gjb.com

スズキとフォルクスワーゲン（以下、「VW」）の激しい紛争については、少なくとも部外者の目にはいまだ数多くの謎が付きまとう。一つだけ明らかなのは、スズキはVWに対して、2009年に両社が包括提携契約（以下、「包括契約」）を締結した際にVWが取得したスズキ株の約20%を、売り戻してほしいと要求している点である。ただし、両社はこの包括契約の本文を公表していない。スズキは売戻し要求の契約上の根拠、あるいは法的根拠を公に説明していない。報道を見る限り、スズキが行っている要求の法的根拠はきわめて乏しいように思える。

紛争の口火は2011年9月にVWによって切られた。VWは、スズキが同社からではなくフィアットからディーゼルエンジンを調達したという理由で、スズキが包括契約の独占取引条項に違反していると主張した。まさにその翌日、スズキは、同社の取締役会でVWとの「業務提携及び相互資本関係に係る包括契約」を「解除」するための決議を発表。この発表にあたってスズキは、包括契約の終了を正当化できるようなVWの契約違反を何も挙げなかった。これは、スズキがまるでイスラム教の夫のように、「お前と離婚する」と三度言い渡すだけで関係をいきなり解消できると思っているように見えた。

そして、そのわずか10日後には、スズキは後から思いついたように、VWが犯した包括契約の「違反」の数々をあげつらいはじめた。こうした主張が、同社が業務提携の解除を一方的に宣言した後で行われた事実を考えると、スズキはみずから要求した提携解消を事後的に法的に正当化しようと必死だったのではないだろうか。

法律にまつわる謎はさらに続く。スズキが現在主張しているところの、VWが契約違反を犯した点が真実だとしても、スズキがVWの契約違反を主張しただけでVWが保有する株式を買い戻せることはありえないはずだ。もちろん、

法律上は、スズキはVWによる契約違反を証明できたら、損害賠償金を要求できるだろう。しかし、株式買戻しの救済措置は、通常はそれが包括契約に明記されている場合にのみ利用できる。ただし、本条項が契約書に入るとはきわめて稀である。なぜならば、その条項によって、一方の株主が契約違反を他方株主に追及するだけで、企業の所有権がひっくり返るからである。

さて、紛争は、11月にスズキが、VWに株式の売戻しを行うようロンドンで国際仲裁手続を申し立てたことでさらに複雑になった。仲裁委員会は仮処分、差止命令などの強制執行について、裁判所と違い、権能を持たない。委員会にできるのは損害賠償金を裁定することだけである。しかし、スズキが求めているのはまさに、VWに株式の売戻しを命じる差止命令である。もしスズキがVWに自社株を売り戻してほしいと本当に望んでいるのであれば、なぜ裁判所で訴訟手続を開始しなかったのであろうか。そうすればみずからが要求している救済措置を実際に強制することができただろう。

最後の謎は、なぜスズキの株主はVWとの紛争の詳細について説明を受けていないのか、という点だ。米国をはじめとする日本以外の証券市場では、スズキは包括契約、ならびにVWに対する要求の根拠について、開示が義務付けられている。紛争の最終的な結果は、裁判所がVWに対して株式を売り戻すように命じようと（この可能性は低いと私は考える）、あるいはVWが敵対的公開買付けを行ってスズキ株の31%を追加で取得して支配権を握ることになろうと（可能性は高いと思う）、スズキの企業価値に直接的な影響を及ぼす。株主にはもっと詳しい情報を手に入れる権利がある。詳しい情報がなければ、株主は、スズキの法律上の戦略は支離滅裂だと推測するしかない。